

スマートインクルージョンの実現に向けた懇談会 開催要綱

本年 8 月の情報通信審議会答申も踏まえ、2040 年頃の我が国の人口構造の変化等を見据え、ICT を利活用し（スマート）、年齢、性別、障害の有無、国籍、所得等に関わりなく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、みんなで支え合いながら、豊かな人生を享受できる「インクルーシブ（包摂）」な社会の実現推進に向けた方策について意見交換を行うため、「スマートインクルージョンの実現に向けた懇談会（以下「懇談会」という。）」を開催する。

1 懇談会の運営について

- (1) 本懇談会は、総務大臣の懇談会として開催する。
- (2) 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本懇談会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長は懇談会の議事を掌握する。
- (5) 懇談会は座長が招集する。この場合、座長は構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 座長は必要があるときは、調査・検討事項に関する関係者に対し、出席と説明を求めることができる。
- (7) 特に迅速な調査を必要とする場合であって会議の招集が困難な場合には、座長は電子メール等による調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (8) 懇談会において調査・検討された事項については、座長が取りまとめる。
- (9) その他懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

2 会議の公開について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定は座長が行い、非公開とする場合は、その理由を公開する。
 - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、座長が非公開とすることを認めた場合
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定は座長が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、座長が非公開とすることを認めた場合

3 事務局について

懇談会の事務局は、情報流通行政局情報流通振興課が関係課室の協力を得て行う。

スマートインクルージョンの実現に向けた懇談会 構成員名簿

(敬称略、五十音順、平成30年9月3日現在)

荒木 泰臣	嘉島町長 (熊本県)
石川 准	静岡県公立大学法人静岡県立大学国際関係学部 教授 東京大学先端科学技術研究センター 特任教授
内永 ゆか子	NPO 法人 J-Win 理事長
此本 臣吾	株式会社野村総合研究所 代表取締役社長
竹中 ナミ	社会福祉法人プロップステーション 理事長
都竹 淳也	飛騨市長 (岐阜県)
松本 純夫	独立行政法人東京医療センター 名誉院長
座長 村井 純	慶應義塾大学環境情報学部 教授
山脇 啓造	明治大学国際日本学部 教授
若宮 正子	NPO 法人 ブロードバンドスクール協会 理事

<オブザーバー>

- ・内閣官房 IT 総合戦略室
- ・厚生労働省
- ・文部科学省
- ・経済産業省

<事務局>

総務省情報流通行政局情報流通振興課